

公 示

公示第84号

個人タクシー事業の経営許可申請書等の様式及び添付書類等について

個人タクシー事業の経営許可申請書及び譲渡譲受認可申請書並びに相続による事業継続認可申請書の様式及び添付書類の様式並びに書類作成の注意と記入方法及びヒアリング等の際に持参する書類を別紙のとおり定めたので公示する。

平成14年1月21日

東北運輸局長 島田 知明

附 則（平成14年1月21日公示第84号）

1. 本公示は、平成14年2月1日以降に管轄する陸運支局において受け付ける申請について適用する。
2. 平成8年5月13日公示第26号「一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーに限る。）の免許申請書の様式及び添付書類等について」は、平成14年1月31日限りこれを廃止する。

附 則（平成14年7月1日公示第36号）

1. 本公示は、平成14年7月1日以降の申請から適用する。

附 則（平成15年7月24日公示第31号）

1. 本公示は、平成15年9月1日以降の申請から適用する。

附 則（平成17年12月26日公示第91号）

1. 本公示は、平成18年1月1日以降の申請から適用する。

附 則（平成24年2月14日公示第61号）

1. 本公示は、平成24年4月1日以降の申請から適用する。

附 則（平成24年7月19日公示第28号）

1. 本公示は、平成24年7月19日以降の申請から適用する。

附 則（平成26年1月27日公示第88号）

1. 本公示は、平成26年1月27日以降の申請から適用する。

附 則（平成27年1月26日公示第56号）

1. 本公示は、平成27年4月1日以降の申請から適用する。

附 則（平成28年12月20日公示第75号）

1. 本公示は、平成28年12月20日以降の申請から適用する。

附 則（令和元年9月27日公示第46号）

1. 本公示は、令和元年10月1日以降の申請から適用する。

附 則（令和4年3月31日公示第127号）

1. 本公示は、令和4年4月1日以降の申請から適用する。

附 則（令和6年1月24日公示第138号）

1. 本公示は、令和6年1月24日以降の申請から適用する。

年 月 日

東北運輸局長 殿

住 所 _____

名 称 _____

氏 名 _____

個人タクシー事業経営許可申請書

事業の種類		個人タクシー事業			
許可の種類※		<input type="checkbox"/> I. <input type="checkbox"/> II. (該当する□ に✓を記入する。以下同じ。)			
営業区域					
事業計画	主たる事務所及び営業所	名称			
		位置 (土地の表示)			
	位置 (住居表示)				
	自動車車庫	位置 (土地の表示)		收容能力	
位置 (住居表示)		㎡			
事業用自動車	運賃適用車種区分		乗車定員	人	
試験関係	申請者の区分	<input type="checkbox"/> 申請前合格者 <input type="checkbox"/> 申請後受験者			
	合格した試験区分	<input type="checkbox"/> 法令及び地理の試験 <input type="checkbox"/> 法令のみの試験		※ 申請前合格者のみ記入	
	合格証の有効期限	年 月 日		※ 申請前合格者のみ記入	
	法令試験	<input type="checkbox"/> 免除要件に該当する <input type="checkbox"/> 免除要件に該当しない			
地理試験	<input type="checkbox"/> 免除要件に該当する <input type="checkbox"/> 免除要件に該当しない				
加入する事業協同組合名					
添付書類等		1 事業の開始に要する資金及びその調達方法 2 1人1車制である旨の宣誓書 3 資産目録 4 欠格事由に関する宣誓書 5 履歴書 6 戸籍抄本 7 資格要件等の内容 8 見取図等 9 個人タクシー試験合格証の写し (申請前合格者のみ) 10 管理運営体制に関する挙証資料 (審査基準の記Ⅱ. の申請時のみ)			
		運輸局受付欄		支局受付欄	

※許可の種類

個人タクシー事業の申請事案の審査基準について (平成 14 年 1 月 21 日付け 公示第 81 号) の「I. 人口が概ね 30 万人以上の都市を含む営業区域等における許可 (道路運送法 (昭和 26 年法律第 183 号 (以下「法」という。)) 第 4 条第 1 項)」と「II. 人口が概ね 30 万人以上の都市を含まない営業区域等における許可 (法第 4 条第 1 項)」の別

1 事業の開始に要する資金及びその調達方法

					挙証資料
(1) 事業の開始に要する資金					算出内訳
設備資金 (自動車車庫に要する資金を除く)				円	契約書 見積書
運転資金				円	
自動車車庫に要する資金				円	契約書 見積書
自賠償保険料				円	
任意保険料 補償額 (対人 万円 対物 万円)				円	見積書
(搭乗者 万円)				円	
合 計				円	

(2) 資金の調達方法 (全額自己資金を充当する)

預貯金	種 類	金融機関名	預入年月日	残高(申請日現在)	残高証明書 通帳 証書
				円	
				円	
				円	
	小 計			円	
有価証券	種 類	発 行 者	取得年月日	額面金額	証券
				円	
				円	
	小 計			円	
合 計				円	

2 1人1車制である旨の宣誓書

このたび申請の一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する事業用自動車は、許可を受けようとする本人に限って運転するものであることを宣誓します。

年 月 日 氏 名

3 資産目録

年 月 日現在

項	目	固定資産課税標準額又は金額
不 動 産	土 地	円
	建 物	円
動 産	預貯金及び有価証券	円
そ の 他		円
	資 産 合 計	円

挙証資料

不動産登記簿謄本
又は
固定資産課税台帳
登録証明書

4 欠格事由に関する宣誓書

道路運送法第7条（欠格事由）に該当しません。

上記のとおり相違ないことを宣誓します。
申請内容と相違したときは、申請を却下されても異議ありません。
なお、申請日以降処分日までの間に上記に掲げる処分等を受けた場合は、直ちに報告します。

年 月 日 氏 名

5 履 歴 書

年 月 日現在

写真貼付欄

縦3.0cm × 横2.4cm以上

ふりがな					性 別		
氏 名					男 女		
生年月日	年 月 日		(満 歳 月)				
本籍地							
現住所							
	郵便番号	—	電話番号	— —			
職 業 歴							
自年月日	至年月日	勤務年月数	勤務地	勤 務 先 名	職 種		
家 族 の 状 況							
家族氏名	続 柄	年齢	同居別居別	家族氏名	続 柄	年齢	同居別居別
			同居 別居				同居 別居
			同居 別居				同居 別居
			同居 別居				同居 別居

6 戸籍抄本

7 資格要件等の内容
(審査基準 記 I. の許可)

(1) 年齢

申請日現在 満 歳	年 月 日生
-----------	--------

拳証資料

(2) 運転経歴

自年月日	至年月日	勤務年月数	勤務地	勤務先名	職 務

在職証明書

【申請書に添付】
無事故無違反証明書
(満35歳未満の場合)

(3) 地理試験の免除

ア 申請する営業区域において、申請日以前継続して10年以上タクシー・ハイヤー事業者に雇用され、運転業務に従事しており、かつ、申請日以前5年間無事故無違反である。

イ 申請する営業区域において、申請日以前継続して15年以上タクシー・ハイヤー事業者に雇用され、運転業務に従事している。

上記アに該当 する しない

上記イに該当 する しない

【申請書に添付】
無事故無違反証明書
(アのみに該当する場合)

(4) 運行管理者又は整備管理者として勤務した期間

自年月日	至年月日	勤務年月数	勤務地	勤務先名	バスハイタク別

(5) 所持する自動車運転免許証

(自動車運転免許証両面の写しを別紙として添付すること。)

7 資 格 要 件 等 の 内 容
(審査基準 記Ⅱの許可)

(1) 年齢

申請日現在	満	歳
-------	---	---

年	月	日生
---	---	----

(2) 運転経歴

自年月日	至年月日	勤務年月数	勤務地

(3) 法令試験の免除

申請日以前1年以内に、自動車の運転を専ら職業とした期間（他人に運転専従者として雇用されていた期間で、個人タクシー事業者又はその代務運転者であった期間を含む。）が

ある ない

(4) 所持する自動車運転免許証

(自動車運転免許証両面の写しを別紙として添付すること。)

挙証資料

個人タクシー事業の許可書もしくは個人タクシー事業の更新通知書の写し

在職証明書

(6) 法令遵守状況

拳証資料

ア 法令違反による処分の有無

(ア) 申請日以前5年間に、次の①～⑦のいずれかの処分を受けたことが

ない ある

年月日・内容

- ① 道路運送法（昭和26年法律第183号）、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）又は特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号。以下「タクシー適正化・活性化特措法」という。）の違反による輸送施設の使用停止以上の処分又は使用制限（禁止）の処分
- ② 道路交通法（昭和35年法律第105号）の違反による運転免許の取消し処分
- ③ タクシー業務適正化特別措置法（昭和45年法律第75号）（改正前のタクシー業務適正化臨時措置法を含む。）に基づく登録の取消し処分及びこれに伴う登録の禁止処分
- ④ 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）の違反による営業の停止命令又は営業の廃止命令の処分
- ⑤ 刑法（明治40年法律第45号）、暴力行為等処罰に関する法律（大正15年法律第60号）、麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）、覚せい剤取締法（昭和26年法律第252号）、売春防止法（昭和31年法律第118号）、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）、その他これらに準ずる法令の違反による処分
- ⑥ 自らの行為により、その雇用主が受けた道路運送法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法（改正前のタクシー業務適正化臨時措置法を含む。）又はタクシー適正化・活性化特措法に基づく輸送施設の使用停止以上の処分
- ⑦ 申請者が、一般旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業の許可の取消しを受けた事業者において、当該取消処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に運行管理者であった者として受けた法第23条の3の規定による運行管理者資格者証の返納命令の処分

(イ) 申請日の5年以上前に（ア）①～⑦のいずれかの処分を受け、その処分期間が申請日以前5年間にかかったことが

ない ある

年月日・期間・内容

イ 申請日以前3年間に、道路交通法の違反（同法の違反であって、その原因となる行為（ただし、申請日の1年前以前において、点数（同法の違反により付される点数）が1点付されることとなる違反があった場合、又は点数が付されない違反があった場合のいずれか1回に限っては除く。））が

ない ある

年月日・内容

ウ 上記ア又はイの違反 年月日・内容により、現に公訴を提起されて

いない いる

年月日・内容

運転記録証明

上記のとおり宣誓します。

宣誓内容と相違したときは、申請を却下されても異議ありません。

なお、宣誓日以降処分日までの間に上記に掲げる処分等を受けた場合には、直ちに報告します。

年 月 日 氏 名

(7) 健康状態

胸部疾患、心臓疾患及び血圧、その他個人タクシーの営業に支障がある症状が、

ない ある

年月日・内容

挙証資料

公的医療機関等の健康診断書

(8) 運転に関する適性診断

独立行政法人自動車事故対策機構等の行う運転に関する適性診断を受診

していない した(受診日 年 月 日)

適性診断票

(9) 営業所

ア 営業所と住居は

同一である

別個である

世帯全員の住民票

イ 現住所に居住したのは、

年月日

からである

ウ 確保状況

(ア) 土地

- 年月 から単独所有している
- 年月 から単独所有を予定している
- 年月 から 名で共同所有している
- 年月 から 名で共同所有を予定している
- 年月 から借入れている
- 年月 から借入れを予定している

不動産登記簿謄本
固定資産課税台帳
登録証明書
契約書等
権原書
(承諾書等)

借入先

賃借料年額

円

(イ) 建物

- 年月 から単独所有している
- 年月 から単独所有を予定している
- 年月 から 名で共同所有している
- 年月 から 名で共同所有を予定している
- 年月 から借入れている
- 年月 から借入れを予定している

不動産登記簿謄本
固定資産課税台帳
登録証明書
契約書等
権原書
(承諾書等)

借入先

賃借料年額

円

(10) 事業用自動車

確保状況

年月 から使用権原を有している

購入を予定している

購入先

自動車検査証等
契約書等

リースを予定している

リース契約先

契約書等

(11) 自動車車庫

ア 営業所との距離 直線で m

イ 収容能力 m² 間口 m 奥行 m

ウ 確保状況

(ア) 土地

- 年 月 から単独所有している
- 年 月 から単独所有を予定している
- 年 月 から 名で共同所有している
- 年 月 から 名で共同所有を予定している
- 年 月 から借入れている
- 年 月 から借入れを予定している

借入先 賃借料年額 円

(イ) 建物（有蓋車庫を設ける場合）

- 年 月 から単独所有している
- 年 月 から単独所有を予定している
- 年 月 から 名で共同所有している
- 年 月 から 名で共同所有を予定している
- 年 月 から借入れている
- 年 月 から借入れを予定している

借入先 賃借料年額 円

エ 前面道路

公道 種類
幅員 m で車両制限令に 抵触しない 抵触する

私道 種類
幅員 m で通行権が確保されて いる いない

接続する公道 種類
幅員 m で車両制限令に 抵触しない 抵触する

拳証資料

不動産登記簿謄本
固定資産課税台帳登録証明書
契約書等
権原書
(承諾書等)

不動産登記簿謄本
固定資産課税台帳登録証明書
契約書等
権原書
(承諾書等)

道路管理者の証明
(幅員証明等 国道は不要)

権原書
(不動産登記簿謄本・承諾書等)

道路管理者の証明
(幅員証明等 国道は不要)

自動車車庫に関する宣誓書

自動車車庫については、建築基準法（昭和25年法律第201号）、都市計画法（昭和43年法律第100号）、消防法（昭和23年法律第186号）、農地法（昭和27年法律第229号）等の関係法令に抵触しないことを宣誓します。

宣誓内容と相違したときは、申請を却下されても異議ありません。

年 月 日 氏 名

8 見 取 図 等

見取図（営業所及び自動車車庫の位置）

営業所と車庫の位置、その間の距離、付近の主要な建物、車庫出入路等を記入すること。
住宅地図の写を貼付して記入してもよい。

平面図（自動車車庫）

自動車車庫の区画、寸法及び前面道路の幅員等を記入すること。

9 個人タクシー試験合格証の写し（申請前合格者のみ）

10 管理運営体制に関する挙証資料（審査基準の記Ⅱ. の申請時のみ）

経営許可申請の書類作成の注意と記入方法

I. 共通事項

- 1 申請書類は、正副控の3部を作成し、管轄する運輸支局輸送・監査部門に提出して下さい。
- 2 記入事項が多く欄が不足する場合は、別用紙を用いて下さい。
- 3 申請種類の必要部分に記入がない、虚偽の記載がある、又は東北運輸局長が指定する期日までに持参若しくは提出すべき書類が不足している場合には、申請は却下となります。関係書類をよく調べ、正確に記入して下さい。
- 4 記入方法等について、不明な点がありましたら、管轄する運輸支局輸送・監査部門に相談して下さい。

II. 申請書

1 年月日

運輸支局に申請書を提出する年月日を記入して下さい。

2 住所

住民票に記載されている住所を記入して下さい。

3 名称

申請人が経営する個人タクシーで使用する名前のことです。主たる事務所及び営業所の名称と同じものです。

4 氏名

戸籍抄本に記載されている氏名を記入して下さい。

5 許可の種類

「個人タクシー事業の申請事案の審査基準について」（平成14年1月21日公示第81号。以下「審査基準」という。）で定める許可の種類、記I. 又は記II. の該当する方に✓を記入してください。

6 営業区域

審査基準の記I. 1. 又は記II. 1. で定める営業区域を記入して下さい。

7 事業計画

- (1) 主たる事務所及び営業所並びに自動車車庫の位置は、上段に法務局（登記所）の不動産登記簿の表示に使われている土地の表示及び地番を記入してください。そのうえで、住居表示の実施区域については、下段に住居表示（住民票の住所）を併記して下さい。
- (2) 車庫の収容能力は、内のりで測ったものを記入して下さい。
- (3) 事業用自動車の運賃適用車種区分は、「一般乗用旅客自動車運送事業の車種区分について」（平成21年6月30日公示第46号。）の別表で定めるもの（「普通車」等）を記入して下さい。

8 試験関係

- (1) 申請者の区分は以下の区分のうち該当するものにチェックしてください。

① 申請前合格者

申請前に「個人タクシー事業の許可等に係る法令及び地理の試験の実施について」（平成14年1月21日公示第83号。以下「試験実施公示」といいます。）の記Ⅰ. に規定するいずれかの試験に合格している者のことです。

保有する個人タクシー試験合格証（以下「合格証」といいます。）が有効であれば、申請後に改めて法令及び地理の試験を受ける必要はありません。

② 申請後受験者

試験実施公示の記Ⅲ. 1. に規定する試験対象者のことです。

申請後に試験実施公示の記Ⅰ. 2. に規定する試験に合格することが許可の要件になります。

(2) 合格した試験区分は合格証に記載されている区分にチェックして下さい。申請前合格者のみ記入して下さい。

(3) 合格証の有効期限には合格証に記載されている有効期限を記入して下さい。申請前合格者のみ記入して下さい。

(4) 地理試験は審査基準の記Ⅰ. 10. (3) で定める地理試験免除要件の該当の有無をチェックして下さい。

Ⅲ. 添付書類

1 事業の開始に要する資金及びその調達方法

(1) 事業の開始に要する資金

審査基準の記Ⅰ. 5. の詳細は次のとおりです。各項目に掲げる経費を計算し、金額を記入して下さい。

イ 設備資金（自動車車庫に要する資金を除く。）

次の①から④の合計額で、原則として70万円以上であること。ただし、70万円未満で所要の設備が調達可能であることが明らかな場合は、当該所要金額とする。

① 車両費

車両確保に要する資金を計上する。

一括払いによって取得する場合は当該経費全額、割賦購入の場合は頭金及び2か月分の分割支払金、リースの場合は2か月分の賃借料等とする。

② 土地費

営業所の土地確保に要する資金を計上する。

一括払いによって取得する場合は当該経費全額、割賦購入の場合は頭金及び2か月分の分割支払金、借入の場合は1年分の賃借料及び敷金等とする。

③ 建物費

営業所の建物確保に要する資金を計上する。

一括払いによって取得する場合は当該経費全額、割賦購入の場合は頭金及び2か月分の分割支払金、借入の場合は1年分の賃借料及び敷金等とする。

④ 機械器具、什器備品及び車両架装費

一括払いによって取得する場合は当該経費全額、割賦購入の場合は頭金及び2か月分の分割支払金とする。

ロ 運転資金

次の①から⑫の合計額で、原則として70万円以上であること。

① 2か月分の専従者給与

② 2か月分の水道光熱費

- ③ 備用品費の経費全額（未払金を含む。）
- ④ 2か月分の燃料油脂費
- ⑤ 2か月分の修繕費
- ⑥ 金融費用
頭金及び2か月分の分割支払金
- ⑦ 諸負担金
出資金等1回限りの経費は当該経費全額、加入費等月毎の経費は2か月分、その他半年等毎の経費は1回分の経費
- ⑧ その他費用
1回限りの経費は当該経費全額、月毎の経費は2か月分、その他半年等毎の経費は1回分の経費
- ⑨ 1年分の自動車重量税
- ⑩ 1年分の自動車税
- ⑪ 環境性能割の全額
- ⑫ 登録免許税の全額

ハ 自動車車庫に要する資金

自動車車庫の確保に要する資金で、次の①、②の合計額であること。

- ① 土地費
自動車車庫の土地確保に要する資金を計上する。
一括払いによって取得する場合は当該経費全額、割賦購入の場合は頭金及び2か月分の分割支払金、借入れの場合は1年分の賃借料及び敷金等とする。
- ② 建物費
有蓋車庫（カーポート含む。）を使用する場合にその費用を計上する。
一括払いによって取得する場合は当該経費全額、割賦購入の場合は頭金及び2か月分の分割支払金、借入れの場合は1年分の賃借料及び敷金等とする。

ニ 自賠責保険料

自動車損害賠償保障法に定める自賠責保険料（保険期間12か月以上）であること。

ホ 任意保険料

旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するために講じておくべき措置の基準を定める告示（平成17年国土交通省告示第503号）で定める基準に適合する任意保険又は共済に係る保険料の年額であること。

挙証資料として、各項目の算出内訳（任意の様式）及び「ホ 任意保険料」の見積書等の写しを提出して下さい。取得時期及び提出時期はⅣ. で定めるとおりです。

(2) 資金の調達方法

- ① 預貯金
種類は、普通・定期等と、金融機関名は、〇〇銀行等と記入して下さい。本人名義の預貯金のみが自己資金として認められます。家族名義等のものは認められません。
- ② 有価証券
種類は、国債・〇〇会社証券等と記入して下さい。
挙証資料として、「① 預貯金」については残高証明書、預貯金の通帳又は定期預金証書等の写しを、「② 有価証券」については国債、社債、株券等の有価証券の写しをそれぞれ提出して下さい。取得時期及び提出時期はⅣ. で定めるとおりです。

2 1人1車制である旨の宣誓書

書類作成年月日を記入のうえ、記名して下さい。

3 資産目録

書類作成年月日を記入のうえ、不動産の課税標準額については最近の額（不明の場合は、取得価格及び取得年月）を、動産については「1（2）資金の調達方法」の項の合計額を記入して下さい。

不動産を資産として所有している場合は拳証資料として、不動産登記簿謄本又は固定資産課税台帳登録証明書等を提出して下さい。取得時期及び提出時期はIV. で定めるとおりです。

4 欠格事由に関する宣誓書

書類作成年月日を記入のうえ、記名して下さい。

5 履歴書

職業歴欄は、勤務年月数には月未満の端数は切り捨てたものを記入して下さい。また、勤務地には市町村まで記入して下さい。

6 戸籍抄本

戸籍抄本を添付して下さい。

永住者の在留資格を有する外国人は、在留カードの写し又は特別永住者証明書の写しを添付して下さい。

7 資格要件等の内容

（1）年齢

申請日現在の満年齢を記入して下さい。

（2）運転経歴

① 審査基準の記I. の申請の場合

審査基準の記I. 3.（2）に該当するもののみを記入して下さい。

勤務年月数には、実勤務年数（月未満の端数は切捨）を記入して下さい。

勤務地には、市町村名まで記入して下さい。

職務には、事業用（タクシー、ハイヤー、バス、トラックの別）、自家用の別を記入して下さい。

拳証資料として、勤務先の代表者が発行した在職証明書（自動車の種類、在職期間、主に運転した区域又は路線、職務の内容が明記されたもの。）を提出して下さい。

また、満35歳未満の場合、自動車安全運転センターが発行した無事故・無違反証明書を提出して下さい。

拳証資料の取得時期及び提出時期はIV. で定めるとおりです。

② 審査基準の記II. の申請の場合

審査基準の記II. 3. に該当するもののみを記入して下さい。

勤務年月数には、実勤務年数（月未満の端数は切捨）を記入して下さい。

勤務地には、市町村名や営業区域名を記入して下さい。

拳証資料として、個人タクシー事業の許可書もしくは個人タクシー事業の更新通知書の写しを提出して下さい。

拳証資料の取得時期及び提出時期はIV. で定めるとおりです。

（3）法令試験の免除

審査基準の記II. 5. のなお書きへの該当についてチェックして下さい。

該当する場合は、挙証資料として、勤務先の代表者が発行した在職証明書（自動車の種類、在職期間、主に運転した区域又は路線、職務の内容が明記されたもの。）を提出して下さい。

(4) 地理試験の免除

審査基準の記 I. 10. (3) で定める地理試験免除要件の該当の有無をチェックして下さい。

アのみに該当する場合は、挙証資料として、自動車安全運転センターが発行した無事故・無違反証明書を提出して下さい。取得時期及び提出時期はIV. で定めるとおりです。

(5) 運行管理者又は整備管理者として勤務した期間

審査基準の記 I. 3. (2) に該当するものだけを記入して下さい。

(6) 所持する自動車運転免許証

自動車運転免許証両面の写しを別紙として申請書に添付して下さい。

(7) 法令遵守状況

該当する項目にチェックしてください。

「ある」「いる」に該当するときは、内容等を簡略に記入して下さい。

書類作成年月日を記入のうえ、記名して下さい。

挙証資料として、自動車安全運転センターが発行した過去5年間の記録を証明する運転記録証明書を提出して下さい。取得時期及び提出時期はIV. で定めるとおりです。

(8) 健康状態

該当する項目にチェックしてください。

「ある」に該当するときは、疾病名等を記入して下さい。

挙証資料として、公的医療機関等が発行した健康診断書であって、受診年月日、受診項目（胸部疾患、心臓疾患及び血圧等）及び個人タクシーの営業に支障がない旨が記載されたものを提出して下さい。受診時期及び提出時期はIV. で定めるとおりです。

(9) 運転に関する適性診断

該当する項目にチェックしてください。

「した」に該当するときは、受診日を記入して下さい。

挙証資料として、適性診断票を提出して下さい。受診時期及び提出時期はIV. で定めるとおりです。

(10) 営業所

該当する項目にチェックし、必要事項を記入して下さい。

挙証資料として世帯全員の住民票及び以下の各場合に対応する土地及び建物の使用権原を確認するための書類を提出して下さい。取得時期及び提出時期はIV. で定めるとおりです。

イ 自己所有の場合

不動産登記簿謄本又は固定資産課税台帳登録証明書等

※ 共同所有の場合は、共同所有者全員からの承諾書（物件の所在地、物件名、使用目的、使用期間が明記されたもの。以下、「承諾書」において同じ。）も提出してください。

また、新築又は増改築を伴う場合は、支払条件（支払回数、頭金、分割支払金等）等が確認できる工事見積書及び工事契約書（許可を前提とする仮契約書を含む。）も提出してください。

ロ 購入の場合

支払条件等が確認できる売買契約書（許可を前提とする仮契約書を含む。）の写し

※ 共同所有を計画している場合は共同所有者全員からの承諾書も提出して下さい。

ハ 借用の場合

契約期間が1年以上であること及び賃借料が確認できる賃貸借契約書（許可を前提とする仮契約書を含む。また、賃貸借期間が1年未満であっても、契約期間満了時に自動的に当該

契約が更新されるものと認められる場合を含む。)の写し

(11) 事業用自動車

該当する項目にチェックし、必要事項を記入して下さい。

拳証資料として、以下の各場合に対応する使用権原を確認するための書類を提出して下さい。取得時期及び提出時期はIV. で定めるとおりです。

イ 既に使用権原を有している場合

自動車検査登録証の写し

ロ 購入を予定している場合

諸元(車名、型式、乗車定員、長さ、幅、高さ、総排気量又は定格出力)及び支払条件(支払回数、頭金、分割支払金等)等が確認できる売買契約書(許可を前提とする仮契約書又は購入を前提とする見積書を含む。)の写し

ハ リースを予定している場合

リース契約期間が概ね1年以上であること、諸元及び支払条件(1年分の賃借料等)等が確認できる契約書(許可を前提とする仮契約書又は契約を前提とする見積書を含む。)の写し

(12) 自動車車庫

該当する項目にチェックし、必要事項を記入して下さい。

自動車車庫に関する宣誓書には書類作成年月日を記入のうえ、記名して下さい。

拳証資料として、以下の①から③に掲げる書類を提出して下さい。取得時期及び提出時期はIV. で定めるとおりです。

① 土地及び建物の使用権原を確認するための書類

以下の各場合に対応する書類

イ 自己所有の場合

不動産登記簿謄本又は固定資産課税台帳登録証明書等

※ 共同所有の場合は、共同所有者全員からの承諾書も提出してください。

また、新築又は増改築を伴う場合は、支払条件(支払回数、頭金、分割支払金等)等が確認できる工事見積書及び工事契約書(許可を前提とする仮契約書を含む。)も提出してください。

ロ 購入の場合

支払条件等が確認できる売買契約書(許可を前提とする仮契約書を含む。)の写し

※ 共同所有を計画している場合は共同所有者全員からの承諾書も提出して下さい。

ハ 借用の場合

契約期間が1年以上であること及び賃借料が確認できる賃貸借契約書(許可を前提とする仮契約書を含む。また、賃貸借期間が1年未満であっても、契約期間満了時に自動的に当該契約が更新されるものと認められる場合を含む。)の写し

② 前面道路の使用可否を確認するための書類

以下の各場合に対応する書類

イ 前面道路が公道の場合

道路を管理する道路管理者が発行する車両制限令への抵触の有無が記載された道路幅員証明書等

※ 前面道路が国道の場合は提出不要です。

ロ 前面道路が私道の場合

以下の(イ)及び(ロ)の書類

(イ) 当該私道の使用権原を有する者(使用権原を有する者が複数である場合には全員)の承諾書で物件の所在地、物件名、使用目的、使用期間が明示されたもの

※ ただし、当該私道が分譲住宅等で各所有者が道路分を出し合った公衆用道路の場合は、当該私道の使用権原を有する者の承諾書に代えて、自己所有地の登記簿謄本及び不動産登記法第14条の図面（いわゆる公図）とします。

(ロ) 当該私道に接続する公道を管理する道路管理者が発行する車両制限令への抵触の有無が記載された道路幅員証明書等

8 見取図等

① 見取図（営業所及び車庫の位置）

営業所と車庫の位置、その間の距離（両所が離れている場合は朱線で結び、その線上に距離を記入する。）、付近の主要な建物、車庫出入路等を記入してください。

住宅地図の写を添付して必要事項を記入しても結構です。

② 平面図（自動車車庫）

出入口及び前面道路を含め位置関係が判るように記入して下さい。

自動車車庫の区画、寸法及び前面道路の幅員等を記入して下さい。

9 個人タクシー試験合格証の写し

合格証の写しを添付して下さい。

申請前合格者のみ提出が必要です。

10 管理運営体制に関する挙証資料（審査基準の記Ⅱ. の申請時のみ）

① 申請日現在の年齢が75歳未満の場合（ア又はイ）

ア 申請する営業区域が属する県内に営業所を設置している法人タクシー事業者（以下「連携事業者」という。）による運行管理を受ける体制の整備、連携事業者との業務提携又は連絡体制の構築がなされていることを証する書類。

イ 申請する営業区域が属する県内の個人タクシー事業者団体又は申請日以前に所属していた個人タクシー事業者団体との連絡体制の構築がなされていることを証する書類。

② 申請日現在の年齢が75歳以上の場合

連携事業者による運行管理を受ける体制の整備がなされていることを証する書類。

IV. 挙証資料の提出時期等

1 申請前合格者

(1) 提出時期

すべての挙証資料を申請時に提出して下さい。

なお、無事故・無違反証明書の提出事由該当者については運転記録証明書の提出は不要です。

(2) 取得時期等

事業の開始に要する資金の算出内訳、在職証明書、営業所又は自動車車庫の賃貸借契約書には取得時期等の定めはありません。

無事故・無違反証明書及び運転記録証明書は申請日前1ヶ月以内に発行されたものを提出して下さい。

その他の挙証資料は申請日前3ヶ月以内に発行されたものを提出して下さい。

また、健康診断書及び適性診断票は申請日前3ヶ月以内に受診したものを提出して下さい。

2 申請後受験者

(1) 提出時期

無事故・無違反証明書（提出事由該当者のみ提出）は申請時に提出して下さい。

その他の挙証資料は試験合格後に東北運輸局長が指定する期日までに提出して下さい。

(2) 取得時期等

事業の開始に要する資金の算出内訳、在職証明書、営業所又は自動車車庫の賃貸借契約書には取得時期等の定めはありません。

無事故・無違反証明書は申請日前1ヶ月以内に発行されたものを提出して下さい。

賃貸借契約書を除く営業所又は自動車車庫の使用権原を確認するための書類、事業用自動車の使用権原を確認するための書類、自動車車庫前面道路の使用可否を確認するための書類は申請日前3ヶ月以内に発行されたものを提出して下さい。

その他の挙証資料は試験合格後に東北運輸局長が指定する期日に発行されたものを提出して下さい。

また、健康診断書及び適性診断票は試験合格後に東北運輸局長が指定する期日に受診したものを提出して下さい。

年 月 日

東北運輸局長 殿

譲渡人 住 所

氏 名

譲受人 住 所

氏 名

個人タクシー事業の譲渡譲受認可申請書

譲渡人及び譲受人の氏名、名称及び住所	譲 渡 人	氏 名
		名 称
		住 所
	譲 受 人	氏 名
名 称		
住 所		
事 業 の 種 類	個人タクシー事業	
許 可 の 種 類 ※	<input checked="" type="checkbox"/> Ⅰ. <input type="checkbox"/> Ⅱ. (該当する□ に✓を記入する。以下同じ。)	
譲渡及び譲受をしようとする事業の種類及び営業区域	事業の種類 と その内容	個人タクシー事業 年 月 日 第 号許可 (認可)
	営業区域	
譲 渡 価 格		
譲渡及び譲受をしようとする時期	認可の日から 日以内	
譲渡及び譲受を必要とする理由		支局受付欄
譲渡人 <input type="checkbox"/> 年齢が満75歳以上満80歳未満である。 <input type="checkbox"/> 年齢が満65歳以上満75歳未満である。 <input type="checkbox"/> 年齢が満65歳未満で、傷病等により事業を自ら遂行できない正当な理由がある。(具体的理由： <input type="checkbox"/> 年齢が満65歳未満で、20年以上個人タクシー事業を経営している。 注：傷病等の場合は、医師からの診断書等を提出すること。		
譲受人		運輸局受付欄

※許可の種類

個人タクシー事業の申請事案の審査基準について（平成14年1月21日付け 公示第81号）の「Ⅰ. 人口が概ね30万人以上の都市を含む営業区域等における許可（道路運送法（昭和26年法律第183号（以下「法」という。）第4条第1項）」と「Ⅱ. 人口が概ね30万人以上の都市を含まない営業区域等における許可（法第4条第1項）」の別

事業	旧	主たる事務所 及び営業所	名称			
			(土地の表示)			
		位置	(住居表示)			
	自動車車庫	位置	(土地の表示)		収容能力	m ²
			(住居表示)			
事業用自動車	運賃適用車種区分		乗車定員		人	
計画	新	主たる事務所 及び営業所	名称			
			(土地の表示)			
		位置	(住居表示)			
	自動車車庫	位置	(土地の表示)		収容能力	m ²
			(住居表示)			
事業用自動車	運賃適用車種区分		乗車定員		人	
試験関係	譲受人の区分	<input type="checkbox"/> 申請前合格者 <input type="checkbox"/> 申請後受験者				
	合格した試験区分	<input type="checkbox"/> 法令及び地理の試験 <input type="checkbox"/> 法令のみの試験 ※ 申請前合格者のみ記入				
	合格証の有効期限	年 月 日 ※ 申請前合格者のみ記入				
	法令試験	<input type="checkbox"/> 免除要件に該当する <input type="checkbox"/> 免除要件に該当しない				
	地理試験	<input type="checkbox"/> 免除要件に該当する <input type="checkbox"/> 免除要件に該当しない				
加入する 事業協同組合名						
添付書類等		1 譲渡譲受契約書の写し 2 譲渡及び譲受価格の明細書 3 事業の開始に要する資金及びその調達方法 4 1人1車制である旨の宣誓書 5 資産目録 6 欠格事由に関する宣誓書 7 履歴書 8 戸籍抄本 9 資格要件等の内容 10 見取図等(新) 11 個人タクシー試験合格証の写し(申請前合格者のみ) 12 管理運営体制に関する挙証資料(審査基準の記Ⅱ.の申請時のみ)				

3 事業の開始に要する資金及びその調達方法

					拳証資料
(1) 事業の開始に要する資金					算出内訳
設備資金 (車庫に要する資金を除く)				円	契約書 見積書
運転資金				円	
自動車車庫に要する資金				円	契約書 見積書
自賠償保険料				円	
任意保険料 補償額 (対人	万円	対物	万円)	円	見積書
(搭乗者	万円	合計		円	

(2) 資金の調達方法 (全額自己資金を充当する)

預貯金	種類	金融機関名	預入年月日	残高(申請日現在)	残高証明書 通帳 証書
				円	
				円	
				円	
			小計	円	
有価証券	種類	発行者	取得年月日	額面金額	証券
				円	
				円	
			小計	円	
合計				円	

4 1人1車制である旨の宣誓書

このたび申請の一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する事業用自動車は、認可を受けようとする本人に限って運転するものであることを宣誓します。

年 月 日 氏 名

5 資 産 目 録

年 月 日現在

項	目	固定資産課税標準額又は金額
不 動 産	土 地	円
	建 物	円
動 産	預貯金及び有価証券	円
そ の 他		円
	資 産 合 計	円

挙証資料

不動産登記簿謄本
又は
固定資産課税台帳
登録証明書

6 欠格事由に関する宣誓書

道路運送法第7条（欠格事由）に該当しません。

上記のとおり相違ないことを宣誓します。
申請内容と相違したときは、申請を却下されても異議ありません。
なお、申請日以降処分日までの間に上記に掲げる処分等を受けた場合は、直ちに報告します。

年 月 日 氏 名

7 履 歴 書

年 月 日現在

写真貼付欄

縦3.0cm × 横2.4cm以上

ふりがな					性 別		
氏 名					男 女		
生年月日	年 月 日		(満 歳 月)				
本籍地							
現住所							
	郵便番号	—	電話番号	— —			
職 業 歴							
自年月日	至年月日	勤務年月数	勤務地	勤 務 先 名	職 種		
家 族 の 状 況							
家族氏名	続 柄	年齢	同居別居別	家族氏名	続 柄	年齢	同居別居別
			同居 別居				同居 別居
			同居 別居				同居 別居
			同居 別居				同居 別居

8 戸籍抄本

9 資格要件等の内容
(審査基準 記 I. の許可)

(1) 年齢

申請日現在 満 歳	年 月 日生
-----------	--------

(2) 運転経歴

自年月日	至年月日	勤務年月数	勤務地	勤務先名	職 務

(3) 地理試験の免除

- ア 申請する営業区域において、申請日以前継続して10年以上タクシー・ハイヤー事業者に雇用され、運転業務に従事しており、かつ、申請日以前5年間無事故無違反である。
- イ 申請する営業区域において、申請日以前継続して15年以上タクシー・ハイヤー事業者に雇用され、運転業務に従事している。

上記アに該当 する しない

上記イに該当 する しない

(4) 運行管理者又は整備管理者として勤務した期間

自年月日	至年月日	勤務年月数	勤務地	勤務先名	バスハイタク別

(5) 所持する自動車運転免許証

(自動車運転免許証両面の写しを別紙として添付すること。)

挙証資料

在職証明書

【申請書に添付】
無事故無違反証明書
(満35歳未満の場合)

【申請書に添付】
無事故無違反証明書
(アのみに該当する場合)

9 資格要件等の内容
(審査基準 記Ⅱ. の許可)

(1) 年齢

申請日現在	満	歳
-------	---	---

年	月	日生
---	---	----

拳証資料

(2) 運転経歴

自年月日	至年月日	勤務年月数	勤務地

個人タクシー事業の許可書もしくは個人タクシー事業の更新通知書の写し

(3) 法令試験の免除

申請日以前1年以内に、自動車の運転を専ら職業とした期間（他人に運転専従者として雇用されていた期間で、個人タクシー事業者又はその代務運転者であった期間を含む。）が

ある ない

在職証明書

(4) 所持する自動車運転免許証

(自動車運転免許証両面の写しを別紙として添付すること。)

(6) 法令遵守状況

拳証資料

ア 法令違反による処分の有無

(ア) 申請日以前5年間に、次の①～⑦のいずれかの処分を受けたことが

ない ある

年月日・内容

- ① 道路運送法（昭和26年法律第183号）、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）又は特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号。以下「タクシー適正化・活性化特措法」という。）の違反による輸送施設の使用停止以上の処分又は使用制限（禁止）の処分
- ② 道路交通法（昭和35年法律第105号）の違反による運転免許の取消し処分
- ③ タクシー業務適正化特別措置法（昭和45年法律第75号）（改正前のタクシー業務適正化臨時措置法を含む。）に基づく登録の取消し処分及びこれに伴う登録の禁止処分
- ④ 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）の違反による営業の停止命令又は営業の廃止命令の処分
- ⑤ 刑法（明治40年法律第45号）、暴力行為等処罰に関する法律（大正15年法律第60号）、麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）、覚せい剤取締法（昭和26年法律第252号）、売春防止法（昭和31年法律第118号）、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）、その他これらに準ずる法令の違反による処分
- ⑥ 自らの行為により、その雇用主が受けた道路運送法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法（改正前のタクシー業務適正化臨時措置法を含む。）又はタクシー適正化・活性化特措法に基づく輸送施設の使用停止以上の処分
- ⑦ 申請者が、一般旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業の許可の取消しを受けた事業者において、当該取消処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に運行管理者であった者として受けた法第23条の3の規定による運行管理者資格者証の返納命令の処分

(イ) 申請日の5年以上前に（ア）①～⑦のいずれかの処分を受け、その処分期間が申請日以前5年間にかかったことが

ない ある

年月日・期間・内容

運転記録証明書

イ 申請日以前3年間に、道路交通法の違反（同法の違反であって、その原因となる行為（ただし、申請日の1年前以前において、点数（同法の違反により付される点数）が1点付されることとなる違反があった場合、又は点数が付されない違反があった場合のいずれか1回に限っては除く。））が

ない ある

年月日・内容

ウ 上記ア又はイの違反により、現に公訴を提起されて

いない いる

年月日・内容

上記のとおり相違ないことを宣誓します。

宣誓内容と相違したときは、申請を却下されても異議ありません。

なお、宣誓日以降処分日までの間に上記に掲げる処分等を受けた場合には、直ちに報告します。

年 月 日 氏 名

(7) 健康状態

胸部疾患、心臓疾患及び血圧、その他個人タクシーの営業に支障がある症状が、

ない ある

年月日・内容

挙証資料

公的医療機関等の健康診断書

(8) 運転に関する適性診断

独立行政法人自動車事故対策機構等の行う運転に関する適性診断を受診

していない した(受診日 年 月 日)

適性診断票

(9) 営業所

ア 営業所と住居は

同一である

別個である

イ 現住所に居住したのは、

年月日

からである

世帯全員の住民票

ウ 確保状況

(ア) 土地

- 年月 から単独所有している
- 年月 から単独所有を予定している
- 年月 から 名で共同所有している
- 年月 から 名で共同所有を予定している
- 年月 から借入れている
- 年月 から借入れを予定している

不動産登記簿謄本
固定資産課税台帳
登録証明書
契約書等
権原書
(承諾書等)

借入先

賃借料年額

円

(イ) 建物

- 年月 から単独所有している
- 年月 から単独所有を予定している
- 年月 から 名で共同所有している
- 年月 から 名で共同所有を予定している
- 年月 から借入れている
- 年月 から借入れを予定している

不動産登記簿謄本
固定資産課税台帳
登録証明書
契約書等
権原書
(承諾書等)

借入先

賃借料年額

円

(10) 事業用自動車

確保状況

譲渡人から譲受

(11) 自動車車庫

ア 営業所との距離 直線で m

イ 収容能力 m² 間口 m 奥行 m

ウ 確保状況

(ア) 土地

- 年 月 から単独所有している
- 年 月 から単独所有を予定している
- 年 月 から 名で共同所有している
- 年 月 から 名で共同所有を予定している
- 年 月 から借入れている
- 年 月 から借入れを予定している

借入先 賃借料年額 円

(イ) 建物（有蓋車庫を設ける場合）

- 年 月 から単独所有している
- 年 月 から単独所有を予定している
- 年 月 から 名で共同所有している
- 年 月 から 名で共同所有を予定している
- 年 月 から借入れている
- 年 月 から借入れを予定している

借入先 賃借料年額 円

エ 前面道路

公道 種類

幅員 m で車両制限令に 抵触しない 抵触する

私道 種類

幅員 m 通行権が確保されて いる いない

接続する公道 種類

幅員 m 車両制限令に 抵触しない 抵触する

挙証資料

不動産登記簿謄本
固定資産課税台帳登録証明書
契約書等
権原書
(承諾書等)

不動産登記簿謄本
固定資産課税台帳登録証明書
契約書等
権原書
(承諾書等)

道路管理者の証明
(幅員証明等 国道は不要)

権原書
(不動産登記簿謄本・承諾書等)

道路管理者の証明
(幅員証明等 国道は不要)

自動車車庫に関する宣誓書

自動車車庫については、建築基準法（昭和25年法律第201号）、都市計画法（昭和43年法律第100号）、消防法（昭和23年法律第186号）、農地法（昭和27年法律第229号）等の関係法令に抵触しないことを宣誓します。

宣誓内容と相違したときは、申請を却下されても異議ありません。

年 月 日 氏 名

10 見取図等

見取図（営業所及び自動車車庫の位置）

営業所と車庫の位置、その間の距離、付近の主要な建物、車庫出入路等を記入すること。
住宅地図の写を貼付して記入してもよい。

平面図（自動車車庫）

自動車車庫の区画、寸法及び前面道路の幅員等を記入すること。

1 1 個人タクシー試験合格証の写し（申請前合格者のみ）

1 2 管理運営体制に関する挙証資料（審査基準の記Ⅱ. の申請時のみ）

年 月 日

東北運輸局長 殿

住 所 _____

名 称 _____

氏 名 _____

一般乗用旅客自動車運送事業の相続による事業継続認可申請書

氏名、住所及び被相続人との続柄	氏 名	_____
	住 所	_____
	続 柄	_____
被相続人の氏名及び住所	氏 名	_____
	住 所	_____
継続して経営しようとする被相続人の事業の種別及び営業区域	事業の種別 と その内容	個人タクシー事業 年 月 日 第 号許可（認可）
	営業区域	_____
相 続 開 始 の 時 期		
許 可 の 種 類 ※ <input type="checkbox"/> I. <input type="checkbox"/> II. （該当する <input type="checkbox"/> に✓を記入する。以下同じ。）		
試 験 関 係	申請者の区分	<input type="checkbox"/> 申請前合格者 <input type="checkbox"/> 申請後受験者
	合格した試験区分	<input type="checkbox"/> 法令及び地理の試験 <input type="checkbox"/> 法令のみの試験 ※ 申請前合格者のみ記入
	合格証の有効期限	年 月 日 ※ 申請前合格者のみ記入
	法令試験	<input type="checkbox"/> 免除要件に該当する <input type="checkbox"/> 免除要件に該当しない
	地理試験	<input type="checkbox"/> 免除要件に該当する <input type="checkbox"/> 免除要件に該当しない
		運輸局受付欄
		支局受付欄

※許可の種類

個人タクシー事業の申請事案の審査基準について（平成14年1月21日付け 公示第81号）の「I. 人口が概ね30万人以上の都市を含む営業区域等における許可（道路運送法（昭和26年法律第183号（以下「法」という。）第4条第1項）」と「II. 人口が概ね30万人以上の都市を含まない営業区域等における許可（法第4条第1項）」の別

事業	旧	主たる事務所 及び営業所	名称			
			(土地の表示) 位置 _____			
		(住居表示)				
	自動車車庫	(土地の表示) 位置 _____			収容能力	
		(住居表示)			m ²	
	事業用自動車	運賃適用車種区分		乗車定員	人	
計画	新	主たる事務所 及び営業所	名称			
			(土地の表示) 位置 _____			
		(住居表示)				
	自動車車庫	(土地の表示) 位置 _____			収容能力	
		(住居表示)			m ²	
	事業用自動車	運賃適用車種区分		乗車定員	人	
加入する 事業協同組合名						
添付書類等		1 申請者と被相続人との続柄を証する書面 2 申請者の履歴書 3 申請者の資産目録 4 申請者以外に相続人があるときは、その者の氏名及び住所を記載した書面 並びに当該申請に対する同意書 5 資格要件に関する事項 ※ 添付書類については、経営許可申請及び譲渡譲受認可申請に準じて作成し、 添付するものとする。				

譲渡譲受認可申請の書類作成の注意と記入方法

I. 共通事項

- 1 申請書類は、正副控の3部を作成し、管轄する運輸支局輸送・監査部門に提出して下さい。
- 2 記入事項が多く欄が不足する場合は、別用紙を用いて下さい。
- 3 申請種類の必要部分に記入がない、虚偽の記載がある、又は東北運輸局長が指定する期日までに持参若しくは提出すべき書類が不足している場合には、申請は却下となります。関係書類をよく調べ、正確に記入して下さい。
- 4 記入方法等について、不明な点がありましたら、管轄する運輸支局輸送・監査部門に相談して下さい。

II. 申請書

- 1 年月日
運輸支局に申請書を提出する年月日を記入して下さい。
- 2 住所
住民票に記載されている住所を記入して下さい。
- 3 名称
申請人が経営する個人タクシーにつける名前のことです。主たる事務所及び営業所の名称と同じものです。
- 4 氏名
戸籍抄本に記載されている氏名を記入して下さい。
- 5 許可の種類
「個人タクシー事業の申請事案の審査基準について」（平成14年1月21日公示第81号。以下「審査基準」といいます。）で定める許可の種類、記I. 又は記II. の該当する方に✓を記入してください。
- 6 事業の種類とその内容
譲渡人が経営許可（認可）を受けた年月日と番号を記入して下さい。
- 7 営業区域
譲渡人の営業区域を記入して下さい。
- 8 譲渡及び譲受を必要とする理由
譲渡人の年齢が満65歳未満で、傷病等により事業を自ら遂行できない正当な理由がある場合は、医師からの診断書等の提出が必要になります。
- 9 事業計画
 - (1) 主たる事務所及び営業所並びに自動車車庫の位置は、上段に法務局（登記所）の不動産登記簿の表示に使われている土地の表示及び地番を記入してください。そのうえで、住居表示の実施区域については、下段に住居表示（住民票の住所）を併記して下さい。
 - (2) 車庫の収容能力は、内の子で測ったものを記入して下さい。
 - (3) 事業用自動車の運賃適用車種区分は、「一般乗用旅客自動車運送事業の車種区分について」

(平成 21 年 6 月 30 日公示第 46 号。)の別表で定めるもの(例「普通車」等)を記入して下さい。

10 試験関係

(1) 譲受人の区分は以下の区分のうち該当するものにチェックしてください。

① 申請前合格者

申請前に「個人タクシー事業の許可等に係る法令及び地理の試験の実施について」(平成 14 年 1 月 21 日公示第 83 号。以下「試験実施公示」といいます。)の記 I. に規定するいずれかの試験に合格している者のことです。

保有する個人タクシー試験合格証(以下「合格証」といいます。)が有効であれば、申請後に改めて法令及び地理の試験を受ける必要はありません。

② 申請後受験者

試験実施公示の記 III. 1. に規定する試験対象者のことです。

申請後に試験実施公示の記 I. 2. に規定する試験に合格することが認可の要件になります。

(2) 合格した試験区分は合格証に記載されている区分にチェックして下さい。申請前合格者のみ記入して下さい。

(3) 合格証の有効期限には合格証に記載されている有効期限を記入して下さい。申請前合格者のみ記入して下さい。

(4) 地理試験は審査基準の記 I. 10. (3) で定める地理試験免除要件の該当の有無をチェックして下さい。

III. 添付書類

1 譲渡譲受契約書の写し

譲渡譲受契約書例を参考に適宜の様式で提出して下さい。

2 譲渡及び譲受価格の明細書

譲渡譲受契約書にて明細が確認できる場合は、改めて提出する必要はありません。

譲渡譲受契約書例を参考に適宜の様式で提出して下さい。

3 事業の開始に要する資金及びその調達方法

(1) 事業の開始に要する資金

審査基準の記 I. 5. の詳細は次のとおりです。各項目に掲げる経費を計算し、金額を記入して下さい。

イ 設備資金(自動車車庫に要する資金を除く。)

次の①から④の合計額で、原則として 70 万円以上であること。ただし、70 万円未満で所要の設備が調達可能であることが明らかな場合は、当該所要金額とする。

① 車両費

車両確保に要する資金を計上する。

一括払いによって取得する場合は当該経費全額、割賦購入の場合は頭金及び 2 か月分の分割支払金、リースの場合は 2 か月分の賃借料等とする。

② 土地費

営業所の土地確保に要する資金を計上する。

一括払いによって取得する場合は当該経費全額、割賦購入の場合は頭金及び 2 か月分の

分割支払金、借入れの場合は1年分の賃借料及び敷金等とする。

③ 建物費

営業所の建物確保に要する資金を計上する。

一括払いによって取得する場合は当該経費全額、割賦購入の場合は頭金及び2か月分の分割支払金、借入れの場合は1年分の賃借料及び敷金等とする。

④ 機械器具、什器備品及び車両架装費

一括払いによって取得する場合は当該経費全額、割賦購入の場合は頭金及び2か月分の分割支払金とする。

ロ 運転資金

次の①から⑫の合計額で、原則として70万円以上であること。

① 2か月分の専従者給与

② 2か月分の水道光熱費

③ 備用品費の経費全額（未払金を含む。）

④ 2か月分の燃料油脂費

⑤ 2か月分の修繕費

⑥ 金融費用

頭金及び2か月分の分割支払金

⑦ 諸負担金

出資金等1回限りの経費は当該経費全額、加入費等月毎の経費は2か月分、その他半年等毎の経費は1回分の経費

⑧ その他費用

1回限りの経費は当該経費全額、月毎の経費は2か月分、その他半年等毎の経費は1回分の経費

⑨ 1年分の自動車重量税

⑩ 1年分の自動車税

⑪ 環境性能割の全額

⑫ 登録免許税の全額

ハ 自動車車庫に要する資金

自動車車庫の確保に要する資金で、次の①、②の合計額であること。

① 土地費

車庫の土地確保に要する資金を計上する。

一括払いによって取得する場合は当該経費全額、割賦購入の場合は頭金及び2か月分の分割支払金、借入れの場合は1年分の賃借料及び敷金等とする。

② 建物費

有蓋車庫（カーポート含む。）を使用する場合にその費用を計上する。

一括払いによって取得する場合は当該経費全額、割賦購入の場合は頭金及び2か月分の分割支払金、借入れの場合は1年分の賃借料及び敷金等とする。

ニ 自賠償保険料

自動車損害賠償保障法に定める自賠償保険料（保険期間12か月以上）であること。

ホ 任意保険料

旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するために講じておくべき措置の基準を定める告示（平成17年国土交通省告示第503号）で定める基準に適合する任意保険又は共済に係る保険料の年額であること。

挙証資料として、各項目の算出内訳（任意の様式）及び「ホ 任意保険料」の見積書等の写

しを提出して下さい。取得時期及び提出時期はⅣ. で定めるとおりです。

(2) 資金の調達方法

① 預貯金

種類は、普通・定期等と、金融機関名は、〇〇銀行等と記入して下さい。本人名義の預貯金のみが自己資金として認められます。家族名義等のものは認められません。

② 有価証券

種類は、国債・〇〇会社証券等記入して下さい。

挙証資料として、「① 預貯金」については残高証明書、預貯金の通帳又は定期預金証書等の写しを、「② 有価証券」については国債、社債、株券等の有価証券の写しをそれぞれ提出して下さい。取得時期及び提出時期はⅣ. で定めるとおりです。

4 1人1車制である旨の宣誓書

書類作成年月日を記入のうえ、記名して下さい。

5 資産目録

書類作成年月日を記入のうえ、不動産の課税標準額については最近の額（不明の場合は、取得価格及び取得年月）を、動産については「3（2）資金の調達方法」の項の合計額を記入して下さい。

不動産を資産として所有している場合は挙証資料として、不動産登記簿謄本又は固定資産課税台帳登録証明書等を提出して下さい。取得時期及び提出時期はⅣ. で定めるとおりです。

6 欠格事由に関する宣誓書

書類作成年月日を記入のうえ、記名して下さい。

7 履歴書

職業歴欄は、勤務年月数には、月未満の端数は切り捨てたものを記入して下さい。また、勤務地には市町村まで記入して下さい。

8 戸籍抄本

戸籍抄本を添付して下さい。

永住者の在留資格を有する外国人は、在留カードの写し又は特別永住者証明書の写しを添付して下さい。

9 資格要件等の内容

(1) 年齢

申請日現在の満年齢を記入して下さい。

(2) 運転経歴

① 審査基準の記Ⅰ. の申請の場合

審査基準の記Ⅰ. 3. (2) に該当するもののみを記入して下さい。

勤務年月数には、実勤務年数（月未満の端数は切捨）を記入して下さい。

勤務地には、市町村名まで記入して下さい。

職務には、事業用（タクシー、ハイヤー、バス、トラックの別）、自家用の別を記入して下さい。

挙証資料として、勤務先の代表者が発行した在職証明書（自動車の種類、在職期間、主に運転した区域又は路線、職務の内容が明記されたもの。）を提出して下さい。

また、満 35 歳未満の場合、自動車安全運転センターが発行した無事故・無違反証明書を提出して下さい。

挙証資料の取得時期及び提出時期はⅣ. で定めるとおりです。

② 審査基準の記Ⅱ. の申請の場合

審査基準の記Ⅱ. 3. に該当するもののみを記入して下さい。

勤務年月数には、実勤務年数（月未満の端数は切捨）を記入して下さい。

勤務地には、市町村名や営業区域名を記入して下さい。

挙証資料として、個人タクシー事業の許可書もしくは個人タクシー事業の更新通知書の写しを提出して下さい。

挙証資料の取得時期及び提出時期はⅣ. で定めるとおりです。

(3) 法令試験の免除

審査基準の記Ⅱ. 5. のなお書きへの該当についてチェックして下さい。

該当する場合は、挙証資料として、勤務先の代表者が発行した在職証明書（自動車の種類、在職期間、主に運転した区域又は路線、職務の内容が明記されたもの。）を提出して下さい。

(4) 地理試験の免除

審査基準の記Ⅰ. 10. (3) で定める地理試験免除要件の該当の有無をチェックして下さい。

アのみに該当する場合は、挙証資料として、自動車安全運転センターが発行した無事故・無違反証明書を提出して下さい。取得時期及び提出時期はⅣ. で定めるとおりです。

(5) 運行管理者又は整備管理者として勤務した期間

審査基準の記Ⅰ. 3. (2) に該当するものだけを記入して下さい。

(6) 所持する自動車運転免許証

自動車運転免許証両面の写しを別紙として申請書に添付して下さい。

(7) 法令遵守状況

該当する項目にチェックしてください。

「ある」「いる」に該当するときは、内容等を簡略に記入して下さい。

書類作成年月日を記入のうえ、記名して下さい。

挙証資料として、自動車安全運転センターが発行した過去5年間の記録を証明する運転記録証明書を提出して下さい。取得時期及び提出時期はⅣ. で定めるとおりです。

(8) 健康状態

該当する項目にチェックしてください

「ある」に該当するときは、疾病名等を記入して下さい。

挙証資料として、公的医療機関等が発行した健康診断書であって、受診年月日、受診項目（胸部疾患、心臓疾患及び血圧等）及び個人タクシーの営業に支障がない旨が記載されたものを提出して下さい。受診時期及び提出時期はⅣ. で定めるとおりです。

(9) 運転に関する適性診断

該当する項目にチェックしてください。

「した」に該当するときは、受診日を記入して下さい。

挙証資料として、適性診断票を提出して下さい。受診時期及び提出時期はⅣ. で定めるとおりです。

(10) 営業所

該当する項目にチェックし、必要事項を記入して下さい。

挙証資料として世帯全員の住民票及び以下の各場合に対応する土地及び建物の使用権原を確認するための書類を提出して下さい。取得時期及び提出時期はⅣ. で定めるとおりです。

イ 自己所有の場合

不動産登記簿謄本又は固定資産課税台帳登録証明書等

※ 共同所有の場合は、共同所有者全員からの承諾書（物件の所在地、物件名、使用目的、使用期間が明記されたもの。以下、「承諾書」において同じ。）も提出してください。

また、新築又は増改築を伴う場合は、支払条件（支払回数、頭金、分割支払金等）等が確認できる工事見積書及び工事契約書（許可を前提とする仮契約書を含む。）も提出してください。

ロ 購入の場合

支払条件等が確認できる売買契約書（許可を前提とする仮契約書を含む。）の写し

※ 共同所有を計画している場合は共同所有者全員からの承諾書も提出して下さい。

ハ 借用の場合

契約期間が1年以上であること及び賃借料が確認できる賃貸借契約書（許可を前提とする仮契約書を含む。また、賃貸借期間が1年未満であっても、契約期間満了時に自動的に当該契約が更新されるものと認められる場合を含む。）の写し

(11) 事業用自動車

添付書類等の譲渡譲受契約書の写し並びに譲渡及び譲渡価格の明細書にて使用権原等は確認できるため、挙証資料の提出は不要です。

(12) 自動車車庫

該当する項目にチェックし、必要事項を記入して下さい。

自動車車庫に関する宣誓書には書類作成年月日を記入のうえ、記名して下さい。

挙証資料として、以下の①から③に掲げる書類を提出して下さい。取得時期及び提出時期はIV. で定めるとおりです

① 土地及び建物の使用権原を確認するための書類

以下の各場合に対応する書類

イ 自己所有の場合

不動産登記簿謄本又は固定資産課税台帳登録証明書等

※ 共同所有の場合は、共同所有者全員からの承諾書も提出してください。

また、新築又は増改築を伴う場合は、支払条件（支払回数、頭金、分割支払金等）等が確認できる工事見積書及び工事契約書（許可を前提とする仮契約書を含む。）も提出してください。

ロ 購入の場合

支払条件等が確認できる売買契約書（許可を前提とする仮契約書を含む。）の写し

※ 共同所有を計画している場合は共同所有者全員からの承諾書も提出して下さい。

ハ 借用の場合

契約期間が1年以上であること及び賃借料が確認できる賃貸借契約書（許可を前提とする仮契約書を含む。また、賃貸借期間が1年未満であっても、契約期間満了時に自動的に当該契約が更新されるものと認められる場合を含む。）の写し

② 前面道路の使用可否を確認するための書類

以下の各場合に対応する書類

イ 前面道路が公道の場合

道路を管理する道路管理者が発行する車両制限令への抵触の有無が記載された道路幅員証明書等

※ 前面道路が国道の場合は提出不要です。

ロ 前面道路が私道の場合

以下の（イ）及び（ロ）の書類

（イ）当該私道の使用権原を有する者（使用権原を有する者が複数である場合には全員）の

承諾書で物件の所在地、物件名、使用目的、使用期間が明示されたもの

※ ただし、当該私道が分譲住宅等で各所有者が道路分を出し合った公衆用道路の場合は、当該私道の使用権原を有する者の承諾書に代えて、自己所有地の登記簿謄本及び不動産登記法第14条の図面（いわゆる公図）とします。

(ロ) 当該私道に接続する公道を管理する道路管理者が発行する車両制限令への抵触の有無が記載された道路幅員証明書等

10 見取図等

① 見取図（営業所及び車庫の位置）

営業所と車庫の位置、その間の距離（両所が離れている場合は朱線で結び、その線上に距離を記入する。）、付近の主要な建物、車庫出入路等を記入してください。

住宅地図の写を添付して必要事項を記入しても結構です。

② 平面図（自動車車庫）

出入口及び前面道路を含め位置関係が判るように記入して下さい。

自動車車庫の区画、寸法及び前面道路の幅員等を記入して下さい。

11 個人タクシー試験合格証の写し

合格証の写しを添付して下さい。

申請前合格者のみ提出が必要です。

12 管理運営体制に関する挙証資料（審査基準の記Ⅱ. の申請時のみ）

① 申請日現在の年齢が75歳未満の場合（ア又はイ）

ア 申請する営業区域が属する県内に営業所を設置している法人タクシー事業者（以下「連携事業者」という。）による運行管理を受ける体制の整備、連携事業者との業務提携又は連絡体制の構築がなされていることを証する書類。

イ 申請する営業区域が属する県内の個人タクシー事業者団体又は申請日以前に所属していた個人タクシー事業者団体との連絡体制の構築がなされていることを証する書類。

② 申請日現在の年齢が75歳以上の場合

連携事業者による運行管理を受ける体制の整備がなされていることを証する書類。

IV. 挙証資料の提出時期等

1 申請前合格者

(1) 提出時期

すべての挙証資料を申請時に提出して下さい。

なお、無事故・無違反証明書の提出事由該当者については運転記録証明書の提出は不要です。

(2) 取得時期等

事業の開始に要する資金の算出内訳、在職証明書、営業所又は自動車車庫の賃貸借契約書には取得時期等の定めはありません。

無事故・無違反証明書及び運転記録証明書は申請日前1ヶ月以内に発行されたものを提出して下さい。

その他の挙証資料は申請日前3ヶ月以内に発行されたものを提出して下さい。

また、健康診断書及び適性診断票は申請日前3ヶ月以内に受診したものを提出して下さい。

2 申請後受験者

(1) 提出時期

無事故・無違反証明書（提出事由該当者のみ提出）は申請時に提出して下さい。

その他の挙証資料は試験合格後に東北運輸局長が指定する期日までに提出して下さい。

(2) 取得時期等

事業の開始に要する資金の算出内訳、在職証明書、営業所又は自動車車庫の賃貸借契約書には取得時期等の定めはありません。

無事故・無違反証明書は申請日前1ヶ月以内に発行されたものを提出して下さい。

賃貸借契約書を除く営業所又は車庫の使用権原を確認するための書類、事業用自動車の使用権原を確認するための書類、自動車車庫前面道路の使用可否を確認するための書類は申請日前3ヶ月以内に発行されたものを提出して下さい。

その他の挙証資料は試験合格後に東北運輸局長が指定する期日に発行されたものを提出して下さい。

また、健康診断書及び適性診断票については試験合格後に東北運輸局長が指定する期日に受診したものを提出して下さい。

個人タクシー事業譲渡譲受契約書

(収入印紙)

甲 譲渡人
住 所
名 称
氏 名

乙 譲受人
住 所
名 称
氏 名

上記両者間において個人タクシー事業にかかる物件等の譲渡譲受に関して下記のとおり契約を締結する。

記

1. 譲渡、譲受の物件及び価格

(1) 営業権

(2) 物件

イ、事業用自動車

種 別	車 名、 型 式	年 式	乗車定員	登録番号
乗用自動車		年	人	

ロ、工具、備品、什器一式

(3) 価格

イ、事業用自動車 円

ロ、工具、備品、什器一式 円

計 円

2. 譲渡譲受の条件

譲渡、譲受の物件等は、譲渡譲受が認可された後、甲は乙に引き渡すとともに、乙は甲に支払うものとする。

上記の契約を証するため本書2通を作成し、甲乙両者署名捺印の上各自1通を所持するものとする。

年 月 日

(甲) 譲渡人

(乙) 譲受人